

積み過ぎ禁止!  
ルール厳守で道路を守ろう!!

積み過ぎ禁止! ルール厳守で道路を守ろう!!

# 一部の違法な重量超過車両が、 道路や橋に大きなダメージを!

ルールを守らない重量超過車両が  
劣化を進めるんだ。



道路や橋を劣化させる原因の約90%は、  
通行台数の0.3%しかない違法な重量超過車両

道路や橋は、私たちの大切な社会資本です。

## 道路橋（コンクリート床版）への影響度

運行台数が1,000台の場合

※自動計測装置（全国39カ所）のデータから試算

重量超過車両 3台 劣化への影響度 91.5%



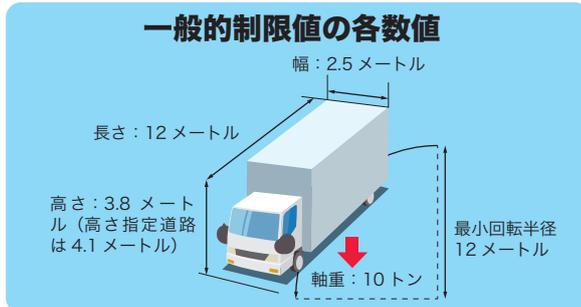
大型車通行適正化に向けた  
近畿地域連絡協議会

- 【関係団体】 (一社) 大阪府・京都府・兵庫県トラック協会、(一社) 全国クレーン建設業協会大阪支部・兵庫支部、(公社) 関西経済連合会
- 【関係行政機関】 大阪府・京都府・兵庫県警察本部、国土交通省 近畿運輸局、近畿管区警察局、国土交通省 近畿地方整備局 港湾空港部
- 【関係道路管理者】 大阪府、京都府、兵庫県、大阪市、堺市、京都市、神戸市、西日本高速道路(株) 関西支社、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、(事務局) 国土交通省 近畿地方整備局 道路部 交通対策課

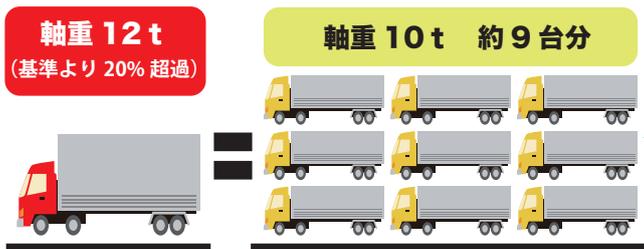
# 一定の大きさや重さを超える車（特殊車両）の通行について

## ●トラック等の大型車の規格には制限値があります

車両諸元の最高限度（一般的制限値）を1つでも超えると、特殊車両になります。特殊車両は許可を得ていれば走行できます。



## ●問題になるのは、違法な重量超過



基準軸重10tを20%オーバーした車両の道路や橋への影響は、なんと法律を守った軸重10tの車両約9台分

## ●審査期間が激短！ 特殊車両通行確認制度

新制度

新制度はITを活用。大幅にスピードアップしました。

保有車両を登録（1回のみ） 車両情報、ETC2.0重量記録保存方法

利用時の入力内容 発着地 重量

即時に通行可能な経路を回答（ウェブ上に地図表示）



許可まで時間がかかったよな。

## ●道路の保全、交通の危険防止のため、取締りにもITを活用します



取締基地における取り締まり



車両重量自動計測装置による計測

### 取締り

- 取締基地における取締り
- 車両重量自動計測装置による取締り
- ETC2.0を活用した経路確認
- 運送依頼書等による重量確認

IT活用

## みんなの道路を守る大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会

関係組織で構成する「大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会」を設置し、官民連携による広報を中心とした継続的な活動を展開しています。

# 【荷主向けチラシ】



積み過ぎ禁止！ルール厳守で道路を守ろう！！

# 荷主さん！違反に関与して荷主勧告を受けると 社名を公表されますよ！

ご存じですか？特殊車両の違反の要因には**荷主**の関与が大きいことを

**荷主**  
(元請け・下請け業者も含む)

**ドライバー**

## 主体的な関与

- 非合理的な到着時刻の設定
- やむを得ない遅延に対するペナルティの設定
- 積み込み直前に貨物量を増やす急な依頼
- 荷待ち時間の恒常的な発生

など



## 荷主勧告制度とは

車両による事故や道路損傷に対して、運送事業者だけでなく、荷主の関与まで調査、罰則を科す制度です。

### 主体的な関与

- 荷主の違反原因行為

### 荷主勧告を発動

社名の公表

事業者の違反行為の概要の公表

運送業者の  
法令違反  
行為

荷主の  
関与  
調査

関与

警告

再発

## 違法な重量超過によって道路や橋の劣化が進みます。

道路や橋を劣化させる原因の約90%は、通行台数の0.3%しかない違法な重量超過車両です。



輪荷重位置で、床版コンクリートの抜け落ち



輪荷重位置で床版コンクリートが（鉄筋を残して）落下した状況

道路や橋は、社会・経済活動を支える最も重要な基盤施設です。



大型車通行適正化に向けた  
近畿地域連絡協議会

- 【関係団体】 (一社) 大阪府・京都府・兵庫県トラック協会、(一社) 全国クレーン建設業協会大阪支部・兵庫支部、(公社) 関西経済連合会
- 【関係行政機関】 大阪府・京都府・兵庫県警察本部、国土交通省 近畿運輸局、近畿管区警察局、国土交通省 近畿地方整備局 港湾空港部
- 【関係道路管理者】 大阪府、京都府、兵庫県、大阪市、堺市、京都市、神戸市、西日本高速道路(株) 関西支社、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、(事務局) 国土交通省 近畿地方整備局 道路部 交通対策課

# 通行許可制度に通行確認制度がプラスされ利便性がUP! 同時に違反の取り締まりも強化されています。

## 特殊車両の通行手続き

### 特殊車両通行許可制度



### 特殊車両通行確認制度（新制度）

早い、簡単、便利、経路の選択肢が広がります。



即時

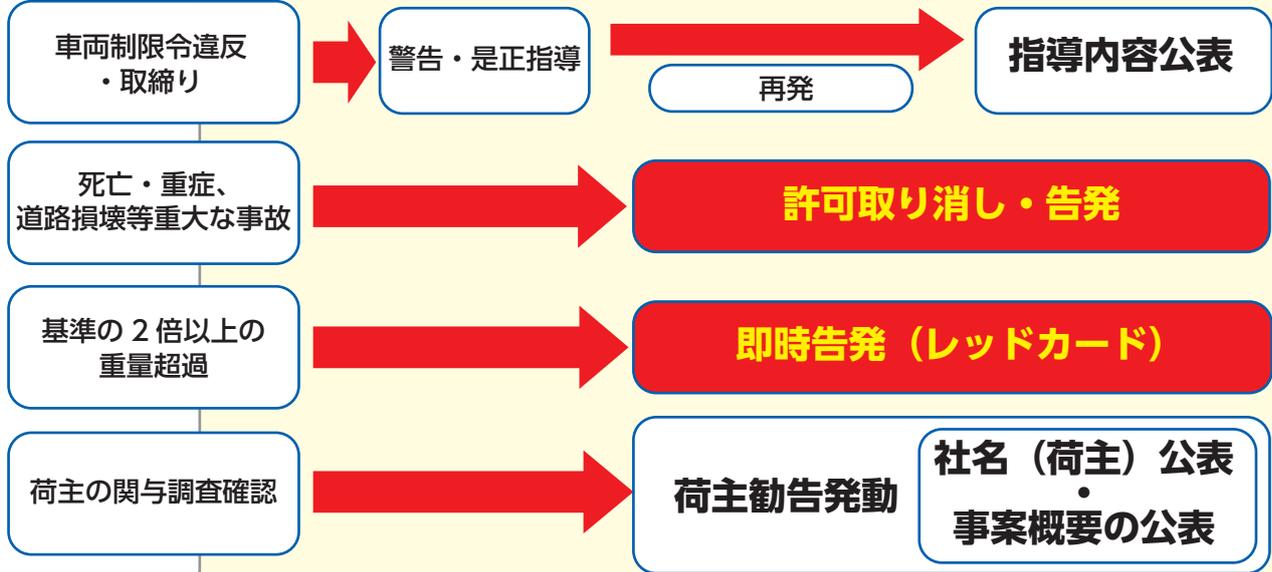
取  
締  
り

- ・取締基地における取締り
- ・車両重量自動計測装置(WIM)による取締り

- ・ETC2.0を活用した経路確認
- ・運送依頼書等による重量確認

## 違反

## 特殊車両の違反への対応



- ▶ 道路は私たちの大切な社会資本です。
- ▶ 道路を守り、特殊車両の適正な通行のためにルール（道路法）が定められています。
- ▶ 老朽化が進む道路を長寿命化させるためにも道路利用者がルールを遵守しましょう。

## みんなの道路を守る大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会

関係組織で構成する「大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会」を設置し、官民連携による広報を中心とした継続的な活動を展開しています。

【荷主等向け罰則チラシ】

# ・積み過ぎ禁止！ルール厳守で道路を守ろう！ ・特車の事故は社会的影響が大きいですよ！

特殊車両の通行違反行為のケースによっては告発される場合があります！

事故発生

## 告発対象となる違反行為の種類

死亡・重症、  
道路損壊等重大な事故

常習的に特車通行違反

基準の2倍以上の重量  
超過

道路管理者による通行  
の中止等の命令違反

重大な代償

特殊車両の通行違反行為は重大な代償となる場合があります！！

死亡・重症、  
道路損壊等重大な事故

許可取り消し・告発

基準の2倍以上の重量超過

即時告発（レッドカード）

## 特殊車両の事故の社会的影響

- 通行の許可を取得せず、無許可で走行する特殊車両は、道路構造物を傷めるだけではなく、安全性も確保されていないため、重大な事故に繋がる危険性が高くなります。
- 特殊車両は大型車両のため、事故が起きると重大な事故となる危険性が高く、道路損壊や積荷の散乱による、長時間の通行止め・通行規制による渋滞の発生等、社会的な影響が大きくなります。



■ トンネル内における特殊車両の事故事例



■ 特殊車両が「高さ制限バー」を損壊した事故事例

### 協議会の啓発活動

「大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会」（平成30年設立）では、違法に重量を超過した大型車両の通行により、道路構造物の劣化に大きな影響を与えるとされる現状を踏まえて、大型車の通行の適正化に向けて、関係行政機関と関係団体等が、官民連携による広報を中心とした継続的な活動を展開しています。



大型車通行適正化に向けた  
近畿地域連絡協議会

- 【関係団体】 (一社) 大阪府・京都府・兵庫県トラック協会、  
(一社) 全国クレーン建設業協会大阪支部・兵庫支部、(公社) 関西経済連合会
- 【関係行政機関】 大阪府・京都府・兵庫県警察本部、国土交通省 近畿運輸局、  
近畿管区警察局、国土交通省 近畿地方整備局 港湾空港部
- 【関係道路管理者】 大阪府、京都府、兵庫県、大阪市、堺市、京都市、神戸市、  
西日本高速道路(株) 関西支社、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、  
(事務局) 国土交通省 近畿地方整備局 道路部 交通対策課

荷主さん！

積み過ぎ禁止！ルール厳守で道路を守ろう！！

特殊車両の通行違反行為で告発されることをご存じですか？

道路の保全、交通の危険防止のため、ITを活用しています。



取締基地における取締り

取締り

- 取締基地における取締り
- 車両重量自動計測装置による取締り

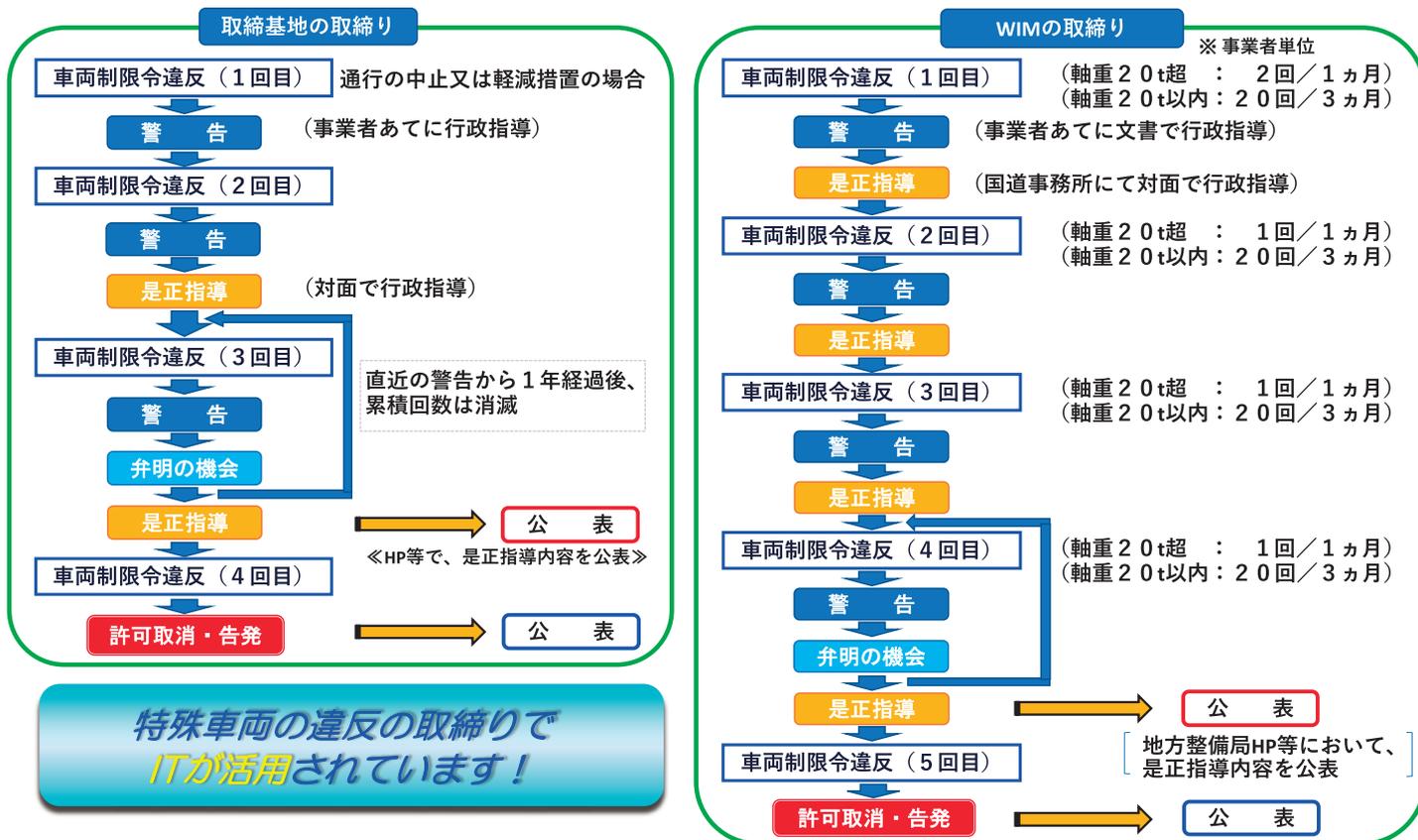
IT活用

- ETC2.0 を活用した経路確認
- 運送依頼書等による重量確認



車両重量自動計測装置による計測（WIM）

行政指導の流れ（直轄国道の例）



法令違反による罰則の概要

違反事由	適用条項	違反内容	罰則
一般的制限違反	道路法第104条第1号	車両の幅、長さ、高さ、重さ、最小回転半径等で制限を超える車両を道路管理者の許可なく通行させた者、または許可条件に違反して通行させた者	100万円以下の罰金
橋梁等の制限違反	道路法第103条第5号	道路管理者が道路標識によって通行を禁止または制限しているトンネル、橋、高架の道路等において、標識に表示されている制限値を超える車両を許可を受けずに運行した者、または許可内容及び許可条件に違反して車両を通行させた者	6月以下の懲役又は30万円以下の罰金
措置命令違反	道路法第103条第6号	道路管理者または道路監視員の通行の中止等の命令に違反した者	6月以下の懲役又は30万円以下の罰金
	道路法第104条第6号	路線を定めて道路を自動車運送事業のために使用しようとする者または反復して同一の道路に車両を通行させようとする者が、道路の補強等必要な措置を講じる命令に違反して車両を通行させた者	100万円以下の罰金



積み過ぎ禁止！

ルール厳守で道路を守ろう！！

積み過ぎ禁止！ルール厳守で道路を守ろう！！  
「大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会」からのお願い

【通行確認制度チラシ（国土交通省）】

# 特殊車両 通行確認制度 運用開始



無料でお試し検索!

・特殊車両通行確認制度のご利用はこちらへ

HIDO 特車



で検索!

・制度や操作方法などのお問合せはこちらへ



TEL 0120-161-948（トウロクトクシャ）



国土交通省

# 特殊車両通行の手続きは 早い・簡単・便利な 通行確認制度で!



(X運輸会社 A様)

急な輸送依頼にも  
対応できるので、  
荷主様にも大変  
喜ばれています。

オンラインシステムは  
操作も簡単だし、自動  
で経路検索してくれる  
ので助かります。

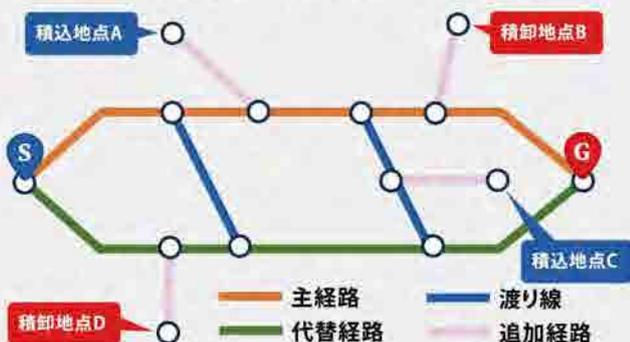


(Y建設会社 B様)

## こんな場合に特におすすめ!

### ■ 固定ルートで途中で積込・積卸地点が多い

→2地点双方向2経路検索+ **追加経路**



元経路(S-G間主経路/代替経路の往復)にA-B間往復及びC-D間往復を追加した場合、許可制度の手数料は1,600円なのに対し、確認制度の手数料は1,000円!

取得済み経路に新たな積込・積卸地点を追加経路で結び、通行可能経路を取得

### ■ スポット的な依頼、急な依頼が多い

→都道府県検索+ **追加経路**



元経路(S-G間往復)に新たにS-A, S-B, S-C, S-D, S-E間の経路が必要となった場合、許可制度の手数料2,400円に対し、確認制度は1,300円!

急な依頼でも都道府県検索で面的に経路を取得し、必要に応じて追加経路でラストマイル取得

## 利用者様の声を取り入れて使いやすくなりました

- リフトアクスルトレーラの高速道路の経路確認が可能に!
- 路線名称を正しく表示させることにより通行経路が把握しやすさUP!
- 走行時に携行が必要な回答書一式の文書量を削減!
- スマホ・タブレット画面でも回答書一式を表示することが可能に!
- 令和6年春に対象経路を約16,000km拡大予定!(今後も対象経路を拡大していきます)

今後も使いやすいシステムに改善していきます!